

学校いじめ防止基本方針

八王子市立鹿島小学校

I いじめの定義

「いじめ」を「児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（「いじめ防止対策推進法」より）と定義する。

II いじめ問題に対する基本方針

- ① 「いじめは、人間として絶対に許されない」行為であるという認識を強くもつ。
- ② 「いじめは、どの学校でもどの子供にも起こり得る」という危機意識をもつ。
- ③ 「いじめられている子供を最後まで守り抜く」という信念をもつ。

本校では、この3つの考え方を基本に組織的に対応し、保護者、地域住民、関係機関等と連携を図り、「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」を適切に行う。

- ④ 「八王子市いのちの大切さを共に考える日」の取組等、命を守る児童の育成を図る。

III 主な取組

1 未然防止～いじめを生まない、許さない学校づくり～

(1) 子供が安心して生活できる学級・学校風土の創出 心の居場所づくり

ア 児童同士、児童と教職員の信頼関係を築く

教職員全員が人権尊重の理念を十分に理解する⇒人権教育を組織的・計画的に進める。
規範意識を身に付けさせる⇒決まりやルールについての理解・守ろうとする態度を身に付けさせる。わかりやすい授業を行い、児童の学習に対するストレスをなくす。

イ 自己肯定感や自尊感情を高める指導

児童が互いに認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出せるようにする。
⇒異年齢交流活動など、一人一人の子供が活躍できる場や機会を意図的に設定する。
主体的な学び合いを進め、自尊感情を高めることができるようにする。

(2) 教職員の意識向上と組織的対応の徹底

ア 「学校いじめ防止基本方針」の共通理解

本校の実態を踏まえて、年度末に、次年度の「学校いじめ防止基本方針」を策定し、年度当初の職員会議において全職員で内容を共通理解する。

イ 「学校いじめ対策委員会」の役割の明確化と定期的な会議の開催

週一回いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有、対応方法の協議をする。
「学校いじめ防止基本方針」を決め、実施する。（メンバー：校長・副校長・教務主任・生活指導主任・養護教諭・保健主任・特別支援教育コーディネーター・スクールカウンセラー・関係担任等）

ウ 「いじめに関する研修」の実施を学期始めに行う。（年3回）

エ PDCA サイクルによる取組の評価と「学校いじめ防止基本方針」の改訂⇒「学校いじめ

防止基本方針」が、本校の実情に応じた実効性があるか、絶えず検証し、改善を図る。

(3) いじめを許さない、いじめに向かわない態度・能力を育成する

- ア 全校朝会や学級活動等で校長や教員が日常的にいじめ問題について取り上げることで「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体で醸成する。
- イ 「いじめに関する授業」を年3回以上実施する。
子供同士が話し合いながら考える活動などを通して、いじめの具体的な姿を認識させ、具体的な行動や言葉の例を掲示する。
- ウ 子供がいじめの傍観者にならないようにするため、教職員等への報告、相談など、いじめを止めさせる行動をとることの大切さについて理解させる。
- エ ストレスをコントロールする能力やコミュニケーション能力を育む。

(4) 子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成

- ア 互いに認め合う態度を育む取組
教職員が率先して子供の良さを発見し、学級活動等を通して、子供たち同士が互いの良さを認め合い、信頼を高めることができる取組を工夫して行う。
- イ 児童会による取組
児童会の活動として、いじめ防止の取組が推進されるようにする。児童会が主催する異年齢交流などにおいて、高学年が低・中学年を思いやり、低・中学年が高学年を尊敬しながら活動する。⇒子供たち相互の共感的な人間関係を築く
- ウ 「SNS東京ルール」に基づく「学校ルール」や「家庭ルール」
子供が、スマートフォン等からSNSを利用するためのアプリケーションを用いて行う通信の中で、誹謗中傷などのいじめに該当する行為を行わないよう指導し、いじめを含めたトラブルや犯罪を回避できる判断力等を身に付けさせる。
「学校ルール」では、同じ学級や同じ学年に所属する子供同士が話し合い、ルールを守る態度を育成する。「家庭ルール」について保護者に対して啓発を行う。

(5) 保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成

- ア 保護者、地域、関係機関等に対する「学校いじめ防止基本方針」の理解促進と協力依頼
学校のいじめ防止の取組について、保護者や地域、関係機関等の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、年度当初の保護者会等の機会に、「学校いじめ防止基本方針」の内容を説明する。また、「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページに掲載するとともに、「学校便り」等を活用して内容を知らせる。

2 早期発見～いじめを初期の段階で「見える化」できる学校づくり～

(1) 「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知

- ア 教職員の「いじめ」の定義に対する共通理解の促進
校内研修等の機会を通して、全ての教職員がいじめの定義を正確に理解する。
- イ いじめを見抜く感性を磨き、児童の少しの変化も見逃さない。
不安や悩みを受け止め、解決に向けて粘り強く対応する。
「加害の子供がいじめを意図して行っていない行為」などであっても、その行為を受けた子供が心身の苦痛を感じている場合は、「いじめ」に該当するという意識をもって、

いじめを確実に認知する。

ウ 「学校いじめ対策委員会」によるいじめの認知の徹底

以下の手続きを基本として、学校としていじめを認知する。

- ① 一人一人の教職員が、気付いた全ての「いじめやいじめの疑いがある状況」を迅速に「学校いじめ対策委員会」に報告する。
- ② 「学校いじめ対策委員会」は、委員会のメンバーでもある校長の指示の下に、教職員から報告があった全ての事例について事実確認の方策について協議する。
- ③ 教職員は、「学校いじめ対策委員会」の協議結果に基づき、役割分担等を行い、事案の詳細を確認するとともに、その結果を迅速に同委員会に報告する。
- ④ 「学校いじめ対策委員会」は、報告された状況について、「いじめの定義」を踏まえて、いじめであるかどうかを判断する。

指導上の留意点

教職員の不適切な言動によって、児童を傷つけたり、いじめを助長したりしないように注意を払って指導する。

「いじめられる側にも問題がある」という認識を絶対にしな

発達障害等について適切に理解したうえで、指導する。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに管理職に報告し、組織で対応する。

被害児童を守り通すとともに、加害児童には毅然とした態度で指導する。

(2) 子供の様子から初期段階のいじめを素早く察知

ア 学級担任等による日常的な子供への声掛けと様子の観察を行う。

イ 学級担任等による定期的な個人面談を実施する。

子供に自分のことだけでなく他の子供が困ったり悩んだりしていることを見聞きしてないかを確認する。また、効果的な面談を実施できるようにするため、スクールカウンセラーは、教員に対し、面談の在り方等について事前に指導・助言を行う。

ウ 学期初め等の「いじめ発見のチェックシート」を活用して、子供の状況を観察する。

「学校いじめ対策委員会」は、気になる様子が確認された子供に対して、速やかに保護者に連絡する。また、教職員が役割分担をし、いじめを含めその背景を把握する。

(3) 全ての教職員による子供の状況把握

ア 子供に関する情報の引継ぎ、共有の徹底

子供の気になる様子について、いじめの行為の有無にかかわらず、教職員間で、情報を共有できるようにするため、生活指導朝会（週1回）・生活指導全体会（学期1回）を実施する。また、電子データや紙によるファイリング等、適切な方法で記録する。

子供の欠席日数や欠席理由について検証し、改善を図る。

(4) 子供からの訴えを確実に受け止める体制の構築

ア 学校教育相談体制の構築と子供や保護者への周知

スクールカウンセラーからの助言等を通して、全ての教職員が教育相談の技能を身に付け、子供の悩みや不安に対して、適切に相談に応じられるようにする。そして、学校は子供や保護者に、いつでも全ての教職員が相談に応じられることを繰り返し伝える。

イ 定期的な「いじめ発見のためのアンケート」の実施、分析、保存

いじめやいじめの疑いのある状況を認知するための重要な参考資料の一つとするため、年間3回、子供を対象にアンケートを実施する。また、ふれあい月間「学校シート」を活用し、課題や改善策を明確にする。

ウ スクールカウンセラーによる全員面接

子供が躊躇することなく、スクールカウンセラーに相談できる環境を作るため、いじめの認知件数が増加する傾向にある4・5年生、卒業を前にした6年生を対象に、スクールカウンセラーによる全員面接を実施する。教職員は、全員面接の事前や事後の指導を通して、子供が、いじめを含め悩みや不安がある場合に、いつでも「スクールカウンセラーに相談しよう」と思えるよう、意識の啓発を図る。

エ 定期的な「外部相談機関の連絡先」の周知

東京都教育委員会が区市町村教育委員会と連携して作成している「外部相談窓口の周知のためのチラシ」を、各学期初めの年間3回、全ての子供たちに配布するとともに、いじめなどの悩みや不安など学校には相談しづらいことについては、多様な外部の相談窓口で相談に応じていることを伝える。

(5) 保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報

ア 保護者相談、面談等を実施する。

保護者が、いじめを含む子供の問題等について、相談することができるよう、学校教育相談の体制を整備するとともにその旨の周知を確実にを行う。また、学級担任等による保護者面談等を通して、いじめや他の問題に対して、教職員と保護者との緊密な連携の下に解消を図っていくことができるよう信頼関係を構築する。

イ スクールカウンセラー等による保護者相談を実施する。

ウ 保護者と教師の会、学校運営協議会（コミュニティスクール）委員等からの情報提供や通報を受け、連携・協力体制を築く。

エ 地域住民（民生・児童委員、主任児童委員等）からの情報提供や通報を受け、連携・協力体制を築く。

オ 警察、児童相談所等関係機関からの情報提供を依頼する。

カ 子ども・若者育成支援センター、学童クラブからの情報提供や通報を得る。

キ 学校非公式サイト等の監視による情報への対応をする。

3 いじめに対する措置～いじめを解消し、安心して生活できるようにする学校づくり～

(1) 「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底

ア 教職員からの報告を受けての対応方針を決定する。

イ 対応経過と改善の進捗状況の確認、対応者への助言をする。

ウ 対応記録のファイリングをする。

エ 解消の確認をする。

当該の子供の様子や心情を確実に把握し、安心して生活を送ることができるようにするまで支援を継続する。なお、いじめが解消されたかどうかについては、少なくとも、以下に示す2つの条件が満たされていることを含め、「学校いじめ対策委員会」が子供

の状況等を総合的に検討した上で、校長が判断する。

① いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害者が心身の苦痛を受けていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人等から心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。また、いじめが解消されたと判断した場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害の子供や加害の子供を注意深く観察するなど、対応を継続する。

(2) 被害の子供が感じる心身の苦痛の程度に応じた対応

被害の子供の心情に寄り添って適切に対応し、安心して学校に通えるようになるまで、確実に支援を行う。保護者に対しては、たとえどんなに軽微な事例でも、被害の子供が心身の苦痛を受けたと思われる事案については、必ず連絡をし、学校としての対応方針、対応経過等を丁寧に伝える。

(3) 加害の子供の行為の重大性の程度に応じた指導

加害の子供の行った行為が相手の心身に苦痛を与えていること、その行為がいじめに該当することを理解させ、同様の行為を行うことのないよう、適切に指導する。加害の子供への指導とその保護者への説明に当たっては、いじめは絶対に許されない行為であるとの認識を前提としながら、好意で行った言動や意図せずに行った言動が、結果的にいじめに該当する場合などには、一律に厳しい指導に終始することのないよう配慮する。

(4) 重大事態につながらないようにするための対応

ア 被害の子供の安全の確保と不安を解消する。

いじめを受けている子供が、学校が対応を始めたことにより、その後は被害を受けずに済むように、被害の子供に寄り添い、教職員全体で断固として、被害の子供を守り抜く姿勢を明確にする。また、いじめを受けたことによる心理的ストレスや不安を解消するため、保護者との共通理解の下に、スクールカウンセラーとの面談等により、心のケアを行う。

イ 加害の子供に対する組織的・計画的な指導及び観察をする。

暴力を伴ういじめや重大性の高いいじめについては、加害の子供に対して、いじめをやめさせ再発を防止するため、「学校いじめ対策委員会」が、長期的な視点からの対応方針を定め、組織的・継続的な指導を行う。その際、いじめの行為を行う背景に配慮しながら、指導の充実を図る。また、加害の子供の保護者と連携して、家庭での指導を依頼する。保護者に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、心的な面や福祉的な面からの支援を行う。

ウ 被害及び加害の子供の保護者の理解に基づく対応を行う。

被害の子供の保護者と加害の子供の保護者の思いにずれが生じ、スムーズな対応に至らないことがある。これを避けるため、子供への対応に先立って、両保護者に対して「学校いじめ防止基本方針」の趣旨を丁寧に説明するとともに、互いに安心して学校生活を送ることができるようにすることを目指して、組織的に対応していくことについて理解を得る。

エ 地域住民（民生・児童委員、主任児童委員等）による声掛け、見守り等を依頼する。

オ 警察、児童相談所等の関係機関と連携した対応を行う。

カ 子ども・若者育成支援センター、学童クラブ職員による声掛け、見守り等を依頼する。

キ インターネットを通じて行われるいじめへの対応を行う。

インターネットを通じて、誹謗中傷などが行われていることが確認された場合は、誹謗中傷された子供が、その事実に気付いているか否かにかかわらず、書き込みを行った子供に対して直ちに指導を行い、被害の子供の保護者と連携して、通信の手段に応じて、その内容の拡散防止と削除の徹底を図る。

同時に、被害の子供の心のケアを行うとともに、当該の子供の意向を踏まえて、保護者と十分に連携しながら、加害の子供との関わりの修復等を支援する。

(5) 所管教育委員会への報告及び所管教育委員会による支援

ア 重大性、緊急性に応じたいじめ認知時の報告をする。

学校において、子供がいじめを受けていると思われるときは、速やかに事実を確認する。必要に応じて、教育委員会に支援を求めることができるよう適切に報告する。

イ 重大性・緊急性に応じた教育委員会からの支援を受ける。

4 重大事態への対処～問題を明らかにし、いじめを繰り返さない学校づくり～

※重大事態発生の定義

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（「いじめ防止対策推進法」による）

(1) 重大事態発生の判断

ア 教職員による「重大事態」の定義の確実な理解

年間3回以上実施するいじめに関する校内研修のうち、1回以上、全教職員で、いじめ防止対策推進法に規定されている「重大事態」の定義と、この定義の解釈を示している「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25.10.11文部科学大臣決定）の内容を確認し、理解を深める。

留意点

児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもものとして、報告・調査に当たる

- イ 所管教育委員会と校長の協議による迅速な重大事態発生の判断
重大事態に係る対処は、教育委員会と学校の密接な連携・協力の下に行う。その際、校長は、これまで確認されている事実経過等の詳細について、教育委員会に情報を提供する。
- ウ 重大事態発生の報告
重大事態の発生が確認された場合、直ちに所管教育委員会に、重大事態の発生を報告する。その上で、文書にて、教育委員会教育長宛てに、重大事態発生の経緯を報告する。

(2) 被害の子供の安全確保、不安解消のための支援

- ア 学校の組織的対応による安全確保と不安解消のための支援
被害の子供が二度といじめを受けることのないよう、全教職員の総力により、登校から下校までの見守り体制を構築し、安全を確保する。
- イ 保護者への対応方針及び対応経過の説明
重大事態への対処に当たっては、「いじめ防止対策推進法」に基づく調査結果等の情報について、被害の子供の保護者に提供する。学校は、この結果に加えて、当該の子供が安心して学校生活を送れるようにするための支援の方策について、保護者に説明したり意見を聴取したりして、理解を得るとともに、そうした対応の結果、どのように状況が改善されたかを、定期的に報告する。
- ウ 外部人材や関係機関等と連携した支援
- エ 教育支援センター（適応指導教室）等と連携した支援

(3) 加害の子供の更生に向けた指導及び支援

- ア いじめの行為に対する教職員の毅然とした指導
複数の教員で適切に役割分担をしながら、加害の子供の行為に対して、毅然とした態度で、いじめは絶対に許されないことを指導する。その上で、全教職員の総力により、再び同様の行為を行うことのないよう指導体制を構築し、再発を防止する。
- イ 保護者への説明や協力関係の構築
加害の子供に対する指導や更生に向けての支援に当たっては、事前に学校としての指導や対応の方針を説明し、理解を得る。また、加害の子供の保護者が子育てに悩みを抱えている場合等には、スクールカウンセラーが相談に応じるなどして、学校と保護者の信頼関係の構築に努める。
- ウ 教職員、スクールカウンセラー等による更生への支援
加害の子供の行為の背景に応じて、教職員やスクールカウンセラーが面接等を通して、更生のための支援を行う。
- エ 別室での学習の実施
- オ 警察や児童相談所等の関係機関と連携した更生への支援
- カ 懲戒による指導、出席停止による他の生徒の安全確保

(4) いじめ防止対策推進法に基づく調査の実施と結果報告

ア 調査組織の決定と調査の実施

教育委員会における組織で調査を行う場合は、子供からの聴き取りの日程の調整や聴き取りを行う子供の保護者への事前説明など、同委員会による調査に全面的に協力する。

学校における組織で調査を行う場合は、「学校いじめ対策委員会」を活用するが、必要に応じて、委員会の委員以外の教職員、保護者代表、地域住民代表、関係機関の職員等を加えるなどして、組織のメンバーを確定させる。

いずれの組織で調査を行う場合でも、いじめの存否に係る事実認定等が必要とされるときは、弁護士や警察OB等外部の専門家に、情報の分析を依頼することも検討する。

イ 「不登校重大事態」（いじめ防止対策推進法）における調査

「不登校重大事態」についての調査の実施に当たっては、被害の子供の学校復帰と再発防止を目的として、当該の子供が欠席し始めた時点で、他の生徒への聴き取り等、調査の準備を開始する。

ウ 被害の子供の保護者に対する調査結果に関する情報提供

調査により明らかとなった事実関係について、適時・適切な方法で、被害の子供やその保護者に説明する。

エ 教育委員会・地方公共団体の長への調査結果報告

重大事態に係る調査結果の報告については、学校の組織による調査の場合は、文書をもって、校長（調査組織の代表が校長でない場合は当該代表）から、所管教育委員会教育長に報告する。

オ 地方公共団体の長による再調査への協力

地方公共団体の長が、学校又は教育委員会の組織による調査結果について再調査を行うこととなったとき、学校は、再調査の実施に全面的に協力する。